

## 「地域おこし協力隊」に係る説明事項（募集要領）

令和6年1月4日  
下諏訪町産業振興課

下諏訪町では、豊かな自然、歴史文化、温泉など数多くの宝がコンパクトな地勢に点在する特性を活かした「まち歩き」を観光の柱に「住んでよし 訪れてよし」の観光地域づくりを推進するため、「地域おこし協力隊」として行政や地域と一緒に取り組んでくれる方を探しています。

### 1. 目的

町外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持及び強化の担い手となる人材を確保するとともに、その定住を図ることを目的とします。

### 2. 募集人員

若干名

### 3. 応募条件

応募には、次に掲げるすべての条件に該当する必要があります。

- (1) 年齢が概ね20歳以上40歳未満の方（性別は問いません。）
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (3) 3大都市圏の都市又は政令指定都市のうち条件不利地域を除く地域に生活の拠点があり、勤務開始日以降、町に生活の拠点を移し、住民票を異動することができる方  
※地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」のホームページをご確認ください。  
※勤務開始日まで、この要件を保持する必要があるため、先に住民票を異動する、免許等の取得ができなかったなど、要件に変更が生じないように十分に注意してください。
- (4) 地域の活性化に関する意欲及び知見を有し、地域住民と積極的に協働できる方
- (5) 町に定住しようとする意思のある方
- (6) 継続して1年以上、地域おこし協力隊活動ができる方
- (7) 普通自動車免許を有する方
- (8) パソコンの基本操作ができる方（ワード、エクセル、パワーポイント等）
- (9) 土日及び祝日の勤務や夜間の会議出席などができる方

※業務の性格上、旅行業務取扱管理者等の資格、外国語学の知識や経験がある方を優先します。

#### 4. 活動内容

下諏訪町観光振興局において「しもすわの旅をデザイン」をテーマに据えた持続可能な観光地づくりを推進し、稼ぐ観光につながる高付加価値な旅を住民や地域事業者と共に創っていく活動を行います。

- (1) 下諏訪町の観光資源を活用した旅行商品（ツアー）に関わる業務
- (2) 観光地域づくりを行うことについて、多様な関係者との合意形成
- (3) 観光情報発信、I T、D Xを活用した業務推進
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める活動

#### 5. 職務の概要

下諏訪町観光振興計画に基づき目標を達成するための各種業務を分担し、業務に従事いただきます。

- (1) 観光振興推進事業の運營業務
  - ・電話、メール等の問い合わせ対応、各種事務
  - ・事業者との連絡調整、会計業務
- (2) 旅行商品開発事業
  - ・旅行商品の企画、実施
  - ・観光事業者との連携による業務推進
- (3) 誘客・情報発信事業
  - ・観光動向調査の実施
  - ・情報集約の一元化
  - ・WEB、SNS等を活用した情報発信
  - ・観光に関する経済波及効果等の測定

## 6. 任用形態及び期間

|         |   |
|---------|---|
| 任用形態・期間 | <p>○身 分<br/>フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第 22 条第 1 項第 2 号)として、下諏訪町長が任用します。</p> <p>○勤務時間<br/>1 日 7.75 時間×週 5 日を原則としますが、地域おこし協力隊の任用期間終了後に資する活動などに合わせ、調整します。</p> <p>○時間外勤務<br/>あり ※時間外勤務については代休扱いとなります。</p> <p>○休日<br/>土日・祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)</p> <p>○勤務場所(配属)<br/>下諏訪町観光振興局(観光推進部)</p> <p>○任用期間<br/>任用開始日から同一会計年度内での任用(条件付採用期間 1 か月)とします。再度の任用については、客観的な能力実証(人事評価)等のうえ、3 年間までとします。ただし、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、期間中であってもその職を解くことがあります。<br/>なお、任用日は最終選考合格者と相談のうえ決定します。</p> |
|---------|---|

## 7. 給与及び活動費用の支給

|      |  |
|------|--|
| 通常隊員 | <p>○給料月額<br/>月額 205,200 円</p> <p>○期末手当<br/>月額×1.225×年 2 回(6 月、12 月)<br/>※年度ごとに変更になる場合があります。<br/>※在職期間に応じて金額が異なります。</p> <p>○通勤手当<br/>住居から 2 km 以上で通勤距離、通勤方法に応じて支給(上限あり)</p> <p>○協力隊員としての活動に必要な費用(消耗品購入、研修等参加費)<br/>予算の範囲内で実費を支給します。</p> |
|------|--|

## 8. その他待遇及び福利厚生

|        |  |
|--------|--|
| 住居・保険等 | <p>○住居に関する費用<br/>任意の民間及び公営(県営)賃貸住宅へ入居いただきます。<br/>家賃等相当額として、月額 40,000 円を町が負担します。<br/>敷金・礼金・仲介手数料等、入居の際にかかる諸経費については計算月数の 1 月あたり 40,000 円を上限に町が負担します。</p> |
|--------|--|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>○加入保険（自己負担分は給与から天引き）</p> <p>社会保険<br/>厚生年金<br/>雇用保険<br/>災害補償</p> <p>○休暇</p> <p>年次休暇、その他休暇制度があります。</p> |
|--|---|

## 9. 隊員の自己負担となる主な経費

- 採用となった場合の当町への引越しに係る費用
- 上記「住居に関する費用」には光熱水費及び電話等の通信費の支給は含みません。
- 地域おこし協力隊としての活動以外に係る生活用品、備品等の費用

## 10. 服務

任期中、以下の義務を負います。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）
- (3) 秘密を守る義務（同法第 34 条）
- (4) 職務に専念する義務（同法第 35 条）
- (5) 政治的行為の制限（同法第 36 条）
- (6) 争議行為等の禁止（同法第 37 条）
- (7) 営利企業への従事等（アルバイト等）を行うことはできませんが、自ら営利企業を営む（個人事業主としての活動）場合は、許可を受け可能です。事前にご相談ください。（同法第 38 条）

## 11. 応募手続について

### (1) 応募書類

- ①応募用紙（様式 1） 下諏訪町ホームページからダウンロードしてください。
- ②履歴書（市販のもの）
- ③提案書（企画書） テーマを以下のいずれかから選択してください。  
A4 もしくは A3 用紙で 1 枚以内。レイアウトや文字数の制限はありません。様式任意。
  - 下諏訪町の観光でやるべきこと
  - 下諏訪町の観光で何ができるか
- ④住民票（住民票登録地確認のため、提出日の概ね 3 か月以内に取得したもの）  
※委嘱日まで、応募条件を保持する必要があるため、先に住民票を異動する等要件に変更が生じないよう十分に注意してください。

## (2) 応募方法

応募書類を以下までご郵送又はご持参し、ご提出ください。

【応募先】 下諏訪町産業振興課 (係長) 清水 活則 (担当) 武田 一真  
〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8  
電話 : 0266-27-1111 内線 271

## 12. 選考

### (1) 第一次選考及び最終選考 (随時実施予定)

応募書類による選考を行った後、選考結果を応募者全員に文書で通知します。

合格者には最終選考として、町庁舎において、町理事者等による面談を行います。

※随時選考を行います。採用者が決定した場合は、その時点で募集を終了いたします。

## 13. その他

(1) 不採用となった場合の理由等は一切お答えできません。

(2) 応募書類等はお返しいたしません。当町において責任をもって保管、処分いたします。

(3) 応募及び選考に係る費用については、全て応募者負担となります。

【お問い合わせ先】 ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8

下諏訪町産業振興課 (係長) 清水 活則 (担当) 武田 一真

電話 : 0266-27-1111 (内線 271) FAX : 0266-28-1511

E-Mail : kankou@town.shimosuwa.lg.jp